

令和元年度（第30回）
なかがわち みずぼうさい
中河内地域水防災連絡協議会

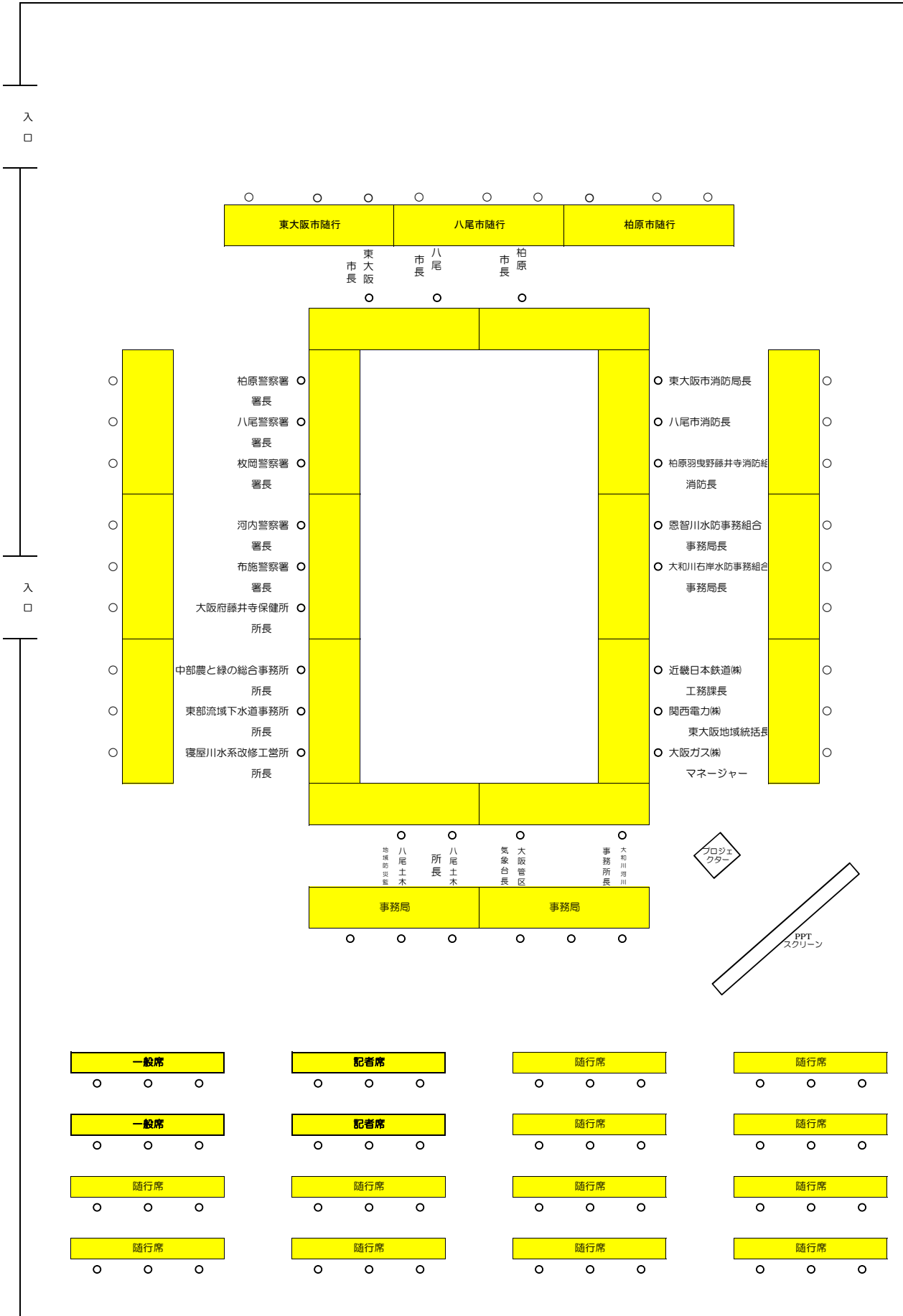
次 第

1. 日 時 : 令和元年5月28日(火) 14:00~16:00
2. 場 所 : 中河内府民センター4F 大会議室
3. 議事次第
 - (1) 開会挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・田中八尾土木事務所長
 - (2) 出席者紹介
 - (3) 報告事項 : 行政ワーキング結果の報告・・・・・・・・・・事務局
 - (4) 議案 1 : 中河内地域水防災連絡協議会 規約の改正について・・・・・・・・事務局
 - (5) 議案 2 : 中河内地域の減災に係る取組方針について
進捗状況説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
 - (6) 連絡事項1 : R1年度水防計画の改正点について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1 大阪府事業管理室
 - (7) 連絡事項2 : 气象台からのお知らせ・・・・・・・・・・カラー資料 大阪管区气象台
 - (8) 質疑応答
 - (9) 閉会挨拶・・佐々木原 八尾土木事務所地域防災監（参事兼地域支援企画課長）

出席者名簿

機 関	委 員	代 理
大阪管区气象台	森气象台長	能勢气象官
近畿地方整備局淀川河川事務所	東出所長【欠席】	-
近畿地方整備局大和川河川事務所	崎谷所長	榎本副所長
大阪府	吉村知事【欠席】	-
大阪府八尾土木事務所	田中所長	
大阪府八尾土木事務所	佐々木原地域防災監	
大阪府寝屋川水系改修工営所	野添所長	矢幅次長
大阪府東部流域下水道事務所	小林所長	矢野課長補佐
大阪府中部農と緑の総合事務所	森田所長	
大阪府藤井寺保健所	田中所長	坂上参事
東大阪市	野田市長	鳥居危機管理監
八尾市	大松市長	太田危機管理課 次長兼課長
柏原市	富宅市長	渡辺危機管理監
東大阪市消防局	樋口消防局長	森田警防部長
八尾市消防本部	藤原消防長	森本署長
柏原羽曳野藤井寺消防組合	片山消防長	大塚副理事
大阪府布施警察署	竹内署長	石橋警備課長
大阪府河内警察署	若林署長	臼井警備係長
大阪府枚岡警察署	久保署長	澤田警備課長
大阪府八尾警察署	佐藤署長	大崎警備課長代理
大阪府柏原警察署	羽田署長	谷本警備課長
恩智川水防事務組合	瀬川事務局長	
大和川右岸水防事務組合	山下事務局長	尾崎総務課長
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部	西井工務次長【欠席】	-
近畿日本鉄道(株)大阪統括部施設部	山田工務課長	乗富さま
西日本電信電話(株)大阪支店	中谷災害対策室課長 【欠席】	-
関西電力(株)大阪支社	北岡東大阪地域統括長	
大阪ガス(株)北東導管部	黒田マネージャー	立野リーダー

第30回 中河内地域 水防災連絡協議会 配席図



行政ワーキング結果の報告

平成31年4月23日

中河内地域水防災協議会平成31年度第一回行政ワーキング

議事概要

- (1) 取組方針と進捗管理について議論
- (2) 中河内地域水防災連絡協議会について議論

議案 1 規約改正（改正案）

中河内地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、中河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「中河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「中河内地域」とは、東大阪市域、八尾市域及び柏原市域をいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「中河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「中河内地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「中河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員の内から会長が指名しこれに当たる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府八尾土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

平成 3年 5月24日制定

平成30年 2月16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府八尾土木事務所長
大阪府八尾土木事務所地域防災監
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
東大阪市長
八尾市長
柏原市長
東大阪市消局長
八尾市消防長
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大和川河川事務所長
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

恩智川水防事務組合 事務局長
大和川右岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

布施警察署長
河内警察署長
枚岡警察署長
八尾警察署長
柏原警察署長

(指定公共機関)

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部工務次長
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長
西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室災害対策課長
関西電力株式会社大阪支社東大阪地域総括長
大阪ガス株式会社北東部導管部マネージャー

(別表2)

(水防担当)

大阪管区気象台気象防災部**大規模氾濫対策気象官**
大阪府都市整備部事業管理室事業企画課参事
大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所総務企画課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
東大阪市建設局建設企画室長
八尾市都市整備部長
柏原市都市デザイン部長
恩智川水防事務組合 事務局長

(治水施設整備担当)

淀川河川事務所地域防災調整官
大和川河川事務所事業対策官
大阪府都市整備部河川室河川整備課参事
大阪府八尾土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長【再掲】
東大阪市建設局土木部長
東大阪市上下水道局下水道部長
八尾市都市整備部下水道担当部長
柏原市上下水道部長

(危機管理担当)

大阪府八尾土木事務所地域防災監【地域支援・企画課長兼務】
東大阪市危機管理監
八尾市危機管理監
柏原市政策推進部危機管理監

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (H30年度未進捗)

具体的な取組の柱		主な取組内容	進捗
事項			
具体的な取組			
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
① 情報伝達、避難計画等に関する事項			
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	大阪府と各市とのホットラインを構築済み。	達成済	
土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。	達成済	
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	大阪府と各市とのホットラインを構築済み	達成済	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 （水害対応タイムライン）	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・平成30年夏の試行版完成を目標にタイムラインの作成を行う（寝屋川流域） ・試行に引き続き、多機関連携型タイムラインを作成。	達成済	
【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等や改定を行う仕組みを構築する。	着手済	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 （水害対応タイムライン） （土砂災害タイムライン）	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・全市において、水害タイムラインを構築済み。 ・全市において、土砂災害タイムラインを作成済み。	達成済	
【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・市域における、市町村、警察、消防など関係機関と多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。	進捗中	
	【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	未着手	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 （水害対応タイムライン） （土砂災害タイムライン）	【タイムラインの作成】 ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成支援を行う。	未着手	
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	進捗中	
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 ・協議会において水位周知河川の拡大について検討する。	達成済	
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 避難計画作成の支援ツールの充実	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新） ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台） ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映	着手済	
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	・災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市のみでは対応できない場合は、協議会の場を活用して、隣接市町等における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。	進捗中	
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ		

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (H30年度末進捗)

具体的な取組の柱		主な取組内容	進捗
事項			
具体的な取組			
の作成及び避難訓練の実施 (水害、土砂災害)		・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	進捗中
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
浸水想定区域図の早期指定、浸水 想定区域図の作成・公表等 (洪水)		【浸水想定及び河川水位の情報提供】 ・2020年度までに想定最大規模での浸水想定を6河川で実施。引き続き全14河川でも作成。	進捗中
基礎調査の実施と公表と土砂災害警 戒区域、土砂災害特別警戒区域の 指定		・基礎調査1巡目が完了し、29年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を 実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、 その結果の公表を行う。・調査は概ね5年に1度実施する。	進捗中
水害ハザードマップの作成、周知、活用 (水害) ハザードマップポータルサイトにおける水 害リスク情報の充実		・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図 (当面は6河川において作成、その後全14河川での 作成を目指す) が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザード マップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関 する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ 登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。	着手済
		【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市において速やか に土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサ イットへ登録し、住民等へ広く周知 ・市は土砂災害実績をハザードマップに反映させる ・市において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	追加
浸水実績等の周知		・協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	未着手
水害の記録の整理		・過去の水害の記録 (アーカイブ) を整理し、ホームページ等で公表	達成済
災害リスクの現地表示		まるちとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	追加
防災教育の推進		・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における 防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進 ・市の地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の充 実	進捗中
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成		・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘 導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を 設置 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向け た取組の実施及びその状況を共有 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援	追加
住民一人一人の避難計画・情報マップ の作成促進		・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有	追加

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (H30年度未進捗)

具体的な取組の柱		主な取組内容	進捗
事項			
具体的な取組			
洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。 協議会の場等を活用して、配置状況を確認。		達成済
河川防災ステーションの整備	・協議会において防災ステーションの設置の必要性及び整備個所について意見交換を行う。		達成済
システムを活用した情報共有	・土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成。		進捗中
土砂災害ハザードマップの作成促進	全市において土砂災害ハザードマップ作成済み。		達成済
応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討	追加	

(2) 被害軽減の取組

① 水防体制の強化に関する事項

重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・水防資機材については、河川管理者、水防管理者に備蓄状況等を確認。	達成済
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	・水防団の募集、自主防災組織、企業参画などを促すための具体的な広報について検討、実施	進捗中
水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施	進捗中
水防関係者間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。	進捗中

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討	進捗中
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市町村庁舎の機能確保を実施する	進捗中

(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施	未着手
浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町村が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有	対象なし

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組 (H30年度未進捗)

具体的な取組の柱		主な取組内容	進捗
事項			
具体的な取組			
流域全体での取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックを活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進 	進捗中
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項			
河川管理施設の整備等に関する事項			
堤防等河川管理施設の整備・維持管理 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画、中期計画に基づき、順次河川整備を推進する。 ・土砂災害発生危険度の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める。 ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理 (施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等) の実施内容について協議会で共有 	追加	進捗中
本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	【2018年の緊急点検 河川砂防】 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防強化対策等を整備 (穂谷川、梅川、神崎川) ・樹木、堆積土砂等の撤去 (全地域 44 河川) ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備 	追加	
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 (危機管理型ハード対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行整備内容 (余裕高部、パラベット、天端部の補強等) の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討 		進捗中
重要インフラの機能確保	【下水道】 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管理者において、水害時における B C P の作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援 	追加	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制の検討		未着手
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。 		着手済
(5) 減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援			
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知		達成済
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク表示図の公表を実施。 ・関係機関 (市開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など) への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知 		達成済
災害時及び災害復旧に対する支援	災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。 大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。		進捗中
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム (Dimaps) の利用促進に向けた調整。		達成済
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金 (住宅・建築物安全ストック形成事業など) の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。		ほぼ達成